

## 川内港久見崎みらいゾーン分譲に係る応募条件（分譲エリアイメージ）

用途エリア内の建築物の用途制限 ○ 建てられる用途 × 建てられない用途		「産業立地の基本方針」の適用区分	準住居エリア	準工業エリア	工業エリア	備考
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿		④	○	○	○	
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が、50㎡以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの		④	○	○	○	
店舗等	店舗等の床面積が150㎡以下のもの	④	○	○	○	
	店舗等の床面積が150㎡を超え、10,000㎡以下のもの	④	○	○	○	
	店舗等の床面積が10,000㎡を超えるもの	④	×	○	×	
事務所等	事務所等の床面積が150㎡以下のもの	①②③④	○	○	○	
	事務所等の床面積が150㎡を超え、3,000㎡以下のもの	①②③④	○	○	○	
	事務所等の床面積が3,000㎡を超えるもの	①②③④	○	○	○	
ホテル、旅館		④	○	○	×	
遊戯施設・風俗施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場等	④	○	○	○	
	カラオケボックス等	×	-	-	-	
	麻雀屋、パチンコ屋、射的場、馬券・車券販売所等	×	-	-	-	
	劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラブ等	×	-	-	-	
	キャバレー、個室付浴場等	×	-	-	-	
公共施設・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	④	○	○	×	
	大学、高等専門学校、専修学校等	④	○	○	×	
	図書館等	④	○	○	○	
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等	④	○	○	○	
	神社、寺院、教会等	×	-	-	-	
	病院	④	○	○	×	
	公衆浴場、診療所、保育所等	④	○	○	○	
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	④	○	○	○	
	老人福祉センター、児童厚生施設等	④	○	○	○	
	自動車教習所	④	○	○	○	
工場・倉庫等	単独車庫（附属車庫を除く）	②③	○	○	○	
	建築物附属自動車車庫	②③	○	○	○	
	倉庫業倉庫	②③	○	○	○	
	自家用倉庫	②③	○	○	○	
	畜舎（15㎡を超えるもの）	×	-	-	-	
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下	④	○	○	○	
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場	①②③	▲	○	○	原動機付・作業内容の制限あり。作業場の床面積▲50㎡以下
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場	①②③	×	○	○	
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場	①②③	×	○	○	
	危険性や環境を悪化させるおそれがある工場	①②③	×	×	○	
	自動車修理工場	②③④	▲	○	○	原動機の制限あり。作業場の床面積▲150㎡以下
火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量	量が非常に少ない施設	①②③	○	○	○	
	量が少ない施設	①②③	×	○	○	
	量がやや多い施設	①②③	×	○	○	
	量が多い施設	①②③	×	×	○	

※「産業立地の基本方針」の適用区分は、事業計画に基づき判断します。

※単に、太陽光発電施設を整備するような事業は、(4)地元地区の活性化には該当しません。